鹿児島市交通局併用軌道電車線柱等調査業務委託仕様書

1. 業務名

鹿児島市交通局併用軌道電車線柱等調査業務委託

2. 業務場所

鹿児島市上荒田町ほか(市電併用軌道区間)

3. 業務期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで。

4. 業務の目的

鹿児島市交通局が管理する併用軌道区間に設置されているセンターポール 239 本、コンクリート柱 18 本、鋼管柱 15 本の劣化状況について、点検調査を行うもの。

なお、内部状態の確認が行える箇所については合わせて調査を行うものとする。

5. 業務の内容

(1). 共通事項

ア 作業計画書

業務の目的・主旨を把握し、仕様書に示す業務内容を確認し以下に示す事項について 作業計画書を作成し承認を得ること。

- (ア) 業務概要
- (イ) 実施方針(昼間・夜間の調査工程を立案する。)
- (ウ)業務工程
- (工)業務組織計画
- (オ) 打合せ計画
- (カ) 成果品を確保するための計画
- (キ) 成果品の内容、部数
- (ク) 使用する主な図書及び基準
- (ケ) 連絡体制

(2) 現地踏査

調査区間の現地踏査を行い、現状の状況を現地で確認する。また、点検調査時の安全対策等の把握を行うこと。

(3) 報告書作成

点検調査業務の成果として、点検調査業務成果概要書、点検調査図面、点検調査結果 等について取りまとめること。なお、すべての電車線柱の写真を撮影し、報告書に添付 すること。

(4) センターポール及び鋼管柱・コンクリート柱調査

ア. 外観変状点検調査

高所作業車を使用し、センターポール及び鋼管柱・コンクリート柱の損傷部、塗装の 剥がれ及び錆等を近接で確認し、劣化が生じている箇所については写真で記録に残すこ と。

なお、センターポール及び鋼管柱については、点検口等より内部への浸水及び錆や劣化 (腐蝕) の状況等も調査を行うこと。

(5) 点検調書作成

現地点検調査結果をもとに、点検調書を作成する。なお、点検調書は下記の内容について整理・取りまとめを行うこと。

ア. データ整理・損傷図作成

近接目視で点検調査を行った箇所について整理し、補修の優先順位を整理すること。 また、損傷について具体的に図面に示すこと。

イ. 補修箇所の抽出

整理された損傷個所について、補修すべき箇所を整理すること。

6. 業務の処理等

- (1). 受注者は、調査の実施にあたり発注者の指示に従うこと。
- (2). 受注者は、調査にあたって業務に必要な関係機関等との協議を十分かつ適切に行い、記録を取ること。
- (3). 受注者は、本業務の履行にあたり、目的、趣旨等を十分に理解した上で最高の技量を発揮して、遂行すること。
- (4). 交通渋滞対策等周辺環境に十分配慮した計画とすること。
- (5). 受注者は、本業務で知り得た事項については、発注者の承諾を得ることなく他に 公表又は転用してはならない。
- (6). 本業務の適切な遂行を図るため、発注者と受注者は常に密接な連絡をとり、その協議事項については記録し、次の打ち合わせの際、相互に確認すること。
- (7). 受注者は、作業の途中において、発注者が中間報告を求めたときは、直ちに報告を行うこと。
- (8). 発注者は、受注者に対し、部分使用を請求することが出来るものとする。
- (9). 受注者は、調査及び報告書作成に際し、必要な図書資料等がある場合においては、所定の手続きを行ったうえで借り受けること。
- (10). 受注者は、貸与された関係資料を外部に漏らしてはならず、業務の完了後は速やかに発注者に返還すること。
- (11). 受注者は、業務に文献その他の資料を引用する場合、その出典を明記すること。
- (12). 調査に当たり特殊な機材を使用する場合は、予め発注者の承諾を得ること。
- (13). 受注者は、調査に必要な打合せを適切に行うとともに、必要な資料等を作成する

ものとする。

7. 成果品

1. 成果物の取扱い

成果物はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。(電子データ含む)

2. 成果物

本業務の成果物は、次のとおりとする。

- (1) 報告書(A4版ドッチファイル)
 - ア. 外観変状の有無
 - イ. 内部変状の有無
 - ウ. 評価(判定ランク)
- (2) 現場調査記録書(既設図、現況写真等)
- (3) 関係機関等との協議記録書
- (4) 電子データ (CD-R 又は DVD-R)

3. 手直し

受注者は、業務が完了したとき受注者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を行わなければならない。

4. 電子納品

- (1) 本工事は、電子納品試行対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島市電子納品運用ガイドライン(案)【建築・設備編】」(以下、ガイドラインという。)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
- (2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R又はDVD-R)で正本 1 部、副本 1 部の計 2 部提出する。電子化しない成果品については従来とおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

8. その他

- 1. 打合せ等
- (1) 発注者との打合せ

業務着手時・中間・成果物納入時の計3回とする。

(2) 関係機関との協議

作業計画作成時や事業工程(更新計画)の検討の際には、関係機関(鹿児島県・鹿児島市・九州旅客鉄道㈱「以下 JR 九州という。」・その他関係機関等)と必要に応じ十分に協議を行うこと。また、協議に必要な資料及び議事録等の作成も行うこと。

2. 技術者の専門性

当点検調査業務は、軌道に関わる業務であるため、管理技術者は技術士(建設部門:鉄道)、またはRCCM(鉄道)の資格を有するものを配置させること。

また、点検調査時は安全性を確保するため、見張りを配置させなければならないが、JR 九州との協議において近接工事となった場合は、JR 九州が定める工事管理者または同等 の資格を有するものを配置させる必要がある。

3. 変更契約

受託者は、次の各号に掲げる場合において、当調査業務契約の変更を行うものとする。

- (1)業務内容の変更により、業務委託料に変更が生じる場合。
- (2) 履行期間の変更を行う場合。
- (3) 調査職員と受託者が協議し、設計等施工上必要があると認められる場合。

4. 前払金

本業務においては、前払い及び部分払いはしないものとする。

5. 業務の疑義

受託者は、契約書又は本仕様書に明記されていない事項や本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議し、その指示に従うこと。

6. 法令等の順守

受託者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなくてはならない。

7. 公益確保の義務

受託者は、本業務を行うにあたり公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

8. 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとして中立性を保持するよう努めなければならない。

9. 秘密の保持

受託者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

10. 業務カルテ作成・登録

受注者は、契約時又は完了時において、請負金額が100万円以上の業務について、業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「通知書」を作成し、発注者の確認を受けたうえ、受注者は契約後15日以内(土、日、祝日

等を除く)に、登録内容の変更時は変更があった日から15日以内(土、日、祝日等を除く)に、完了時は業務完了後15日以内(土、日、祝日等を除く)に、(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

また、登録完了後は、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに発注者に提出しなければならない。

11.調査職員

本業務については、調査職員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

12. 占用許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請(占用許可等)に関する事務に必要な図面作製を遅滞なく行うこと。

13.安全管理

受注者は、道路交通法第77条第1項に基づく道路使用許可等を含め関係法規を常に順守し、安全管理に努めなければならない。

また、調査中における事故防止対策として、発注者による現場立会いを実施することから、 現場作業が伴う日程について調査職員と協議するものとする。

調査実施中に事故が発生した場合は作業を中止し、速やかに事故発生の原因、経過、被害 状況等の内容を発注者に報告するとともに、受注者の責任において、この処理対策に努めな ければならない。

14.成果物の照査

本業務における照査については、受注者の責任において、確実に実施すべきものとし、確認・修正結果を成果物納入時の照査報告の際に発注者に提示するものとする。

15.成果物の提出・引渡し

受注者は、調査職員の指示を同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。

16. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

暴力団関係者等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報しなければならない。また、暴力団関係者等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

17. 本工事に伴い提出する関係書類については、可能な限り「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」適合製品(紙類及び文具類)又はエコマーク製品、グリーンマーク製品などの環境ラベリング製品を使用すること。

18. 本工事に伴い提出する関係書類については、写真やメーカー提供の資料等、両面印刷では支障を生ずるものは除き、可能な限り、両面印刷とすること。

19. (路上作業の一時中止について)

「鹿児島県域の路上工事縮減に関する計画行動」に基づき、下記の期間は路上の作業を原 則一時中止するものとする。

- ・令和6年8月9日(金)22時から令和6年8月19日(月)9時:お盆
- ・令和6年12月27日(金)22時から令和7年1月6日(月)9時:年末年始 なお、日時は変更することもあるため、詳細については調査職員と協議し、かつその 指示に従うものとする。